

第2章 基本方針と目標の設定

2-1. 基本方針と目標

(1) 基本方針

本市における公共交通の課題を踏まえ、以下の基本方針をもとに地域公共交通の活性化・再生を図ります。

市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通

市民誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、市民、交通事業者、行政が協働で、持続的な公共交通をつくり育てることにより、自家用車に頼り過ぎない交通まちづくりを目指します。

(2) 取り組み姿勢

市民の移動手段は、「行政が確保する」というこれまでの考え方を見直し、市民の移動手段は、「みんなでつくり育てる」という姿勢のもとで取り組みます。

みんなが主役となって、それぞれの役割を果たし、協働して、安定的で持続可能な交通システムを整えます。

【これまでのすがた】

行政主体による、広域・幹線・地域を一括した運行計画
公共交通サービスは、鉄道と路線バスに限定
交通事業者（鉄道・バス）がそれぞれ単独に情報発信

【将来のすがた】

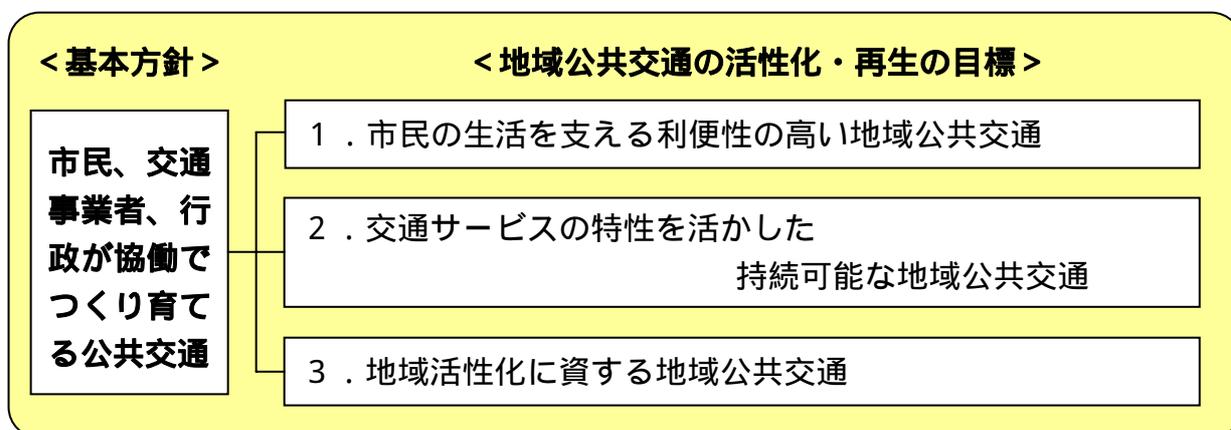
行政主体による広域・幹線レベルでの運行計画
地域主体による地域レベルでの運行計画（地域で考え・地域で担う交通）
鉄道・路線バスを軸としつつ、タクシーや目的バスなど、多様な交通手段を効果的に活用
各事業者（公共交通）が一体となった情報発信 [住民・交通事業者・行政の三者間で常に情報共有]

【それぞれの役割】

市民の役割	市民の主体的な参画のもと、創意と工夫をこらし、地域の特性に合った交通システムをつくり、支えていく仕組みを整えます。
交通事業者の役割	各交通機関が培ったノウハウや知恵を活かし、相互の連携を高めることにより、効率的で利便性の高い交通システムを整えます。
行政の役割	積極的に情報提供を行い、従来の発想にとらわれない柔軟な発想で、市民や事業者の取り組みをサポートします。

(3) 3つの目標

前述の基本方針のもとで地域公共交通の活性化・再生を進めるにあたり、以下の3つの目標を設定し取り組みを実行します。



目標1 市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通

市内の各地域において、買い物・通院・通学といった活動を支える公共交通をニーズに即したサービスでの運行を実現します。地域に密着した交通は、市民・交通事業者・行政が連携して協働で計画・運行・維持に取り組みます。また、運行だけでなく、待合い環境や情報提供などについても、今よりも便利で使いやすい環境の整備を進めます。

目標2 交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通

鉄道、路線バス、タクシーなどの各交通サービスの特性を活かして、効率的で持続可能な公共交通体系を構築します。

サービスの見直し基準を明確にして、社会状況の変化に柔軟に対応できる地域公共交通を目指します。

目標3 地域活性化に資する地域公共交通

まちづくりと連携し、地区・集落の元気再生、地域の魅力向上、観光振興に向けた公共交通施策を推進します。

2-2. 評価指標

計画を評価する指標を下記のとおり設定します。

評価指標	現在	10年後の目標
路線バス1便あたり輸送人員数	3.3人/便	6人/便以上
公共交通サービスの満足度	63%	80%以上
公共交通利用者の利用頻度	18%	40%以上
収支率25%未満の路線バス系統数	15系統	0系統

[現在値の算定根拠]

指標：路線バスの1便あたり輸送人員 [人 / 便]

・運行回数 42,382 便 / 年で、輸送人員 137,898 人 = 3.3 人 / 便

【資料】「平成 22 年度運行系統別輸送実績報告書」村上市 (対象系統数 : 20 系統 / 対象期間 : 平成 21 年 10 月 1 日 ~ 平成 22 年 9 月 30 日)

指標：公共交通サービスの満足度 [%]

・平成 21 年 10 月に実施した以下の 2 種類のアンケートにおいて、「過去 1 年以内で路線バスを利用したことがある人」のうち、現状の路線バスの便利さ (満足度) について『満足』又は『まあ満足』と回答した方の割合。

(1) 地域住民アンケート調査

調査期間：平成 21 年 10 月 16 日 ~ 10 月 26 日 / 調査対象：65 歳以上の市民 3,000 人を住民基本台帳より無作為抽出 [山北地区除く] / 回答数：1,486

(2) 山北地区全世帯対象アンケート調査

調査期間：平成 21 年 10 月 15 日 ~ 10 月 30 日 / 調査対象：山北地区全世帯対象 [65 歳以上の方] / 回答数：1,235

指標：市民の公共交通利用度 [%]

・上記の指標と同調査結果において、「過去 1 年以内で路線バスを利用したことがある人」のうち、路線バスの利用回数が『月に 4 回以上』(週 1 回程度) と回答した方の割合。

指標：収支率 25% 未満の路線バス系統数

【資料】「平成 22 年度運行系統別輸送実績報告書」村上市 (対象系統数 : 20 系統 / 対象期間 : 平成 21 年 10 月 1 日 ~ 平成 22 年 9 月 30 日)

2-3. 公共交通再編の考え方

本市の公共交通再編は、先に掲げた基本方針・目標をふまえ、交通弱者である「高齢者」及び「高校生」の利用を想定したうえで、以下に示す考え方やポイントをもとに地域公共交通の活性化・再生を図るものとし、具体的な計画を立案します。

< 公共交通再編の基本的な考え方 >

- 【 1 】 鉄道及び路線バスを交通体系の軸とする。
- 【 2 】 ニーズに見合った運行の改善により路線バスの利便向上を図る。
現在運行されている路線バスは、現行サービス水準維持を基本とする。
- 【 3 】 既存の交通資源を有効活用し、交通空白地域の解消を図る。
需要に応じた運行サービスから始め、きめ細やかな交通サービスの提供を図る。

< 公共交通再編に向けた7つのポイント >

ポイント	考え方
需要に応じた運行サービス	・需要が少ない路線は、曜日運行とする。ただし「通学利用便」は利用状況を考慮し検討する。
運行日の設定	・主たる利用者〔通院、通学〕の交通の確保を基本とすることから、平日のみの運行とする。ただし、路線によっては、これまでの利用実績を考慮し、土日の運行も行う。
運行回数	・1日あたり2往復4便を基本とする。(例：朝出かけて昼に帰宅。午後に出かけて夕方帰宅。)
効率的で利便性の高い運行形態	・路線統合や運行経路の見直しによる経費削減。 ・路線バス以外の運行方法との比較検証。
路線の統合・廃止	・利用実績を考慮し、路線バスの代替手段が可能な路線は廃止とする。
料金体系への配慮	・長距離区間の利用者負担に配慮する。
住民との協働による手法	・住民と交通事業者・行政が相互に情報を共有し、協働により地域の移動手段を確保するための計画づくりを行う。 ・住民自らが地域の交通をつくり・育てる・守る仕組みの中で再編を行う。